3　規則第４条第２項の規定に基づき、別表第１の採用試験の種類欄に掲げる経験者採用試験を、同表の区分試験欄に掲げる採用試験に区分する。

4　規則第４条第３項の規定に基づき、前項の規定により区分された採用試験の対象となる官職は、別表第１の区分試験の対象となる官職欄に掲げるとおりとする。

5　規則第６条第１項に規定する方法は、採用試験（第３項の規定により区分された採用試験にあっては、区分試験）ごとに別表第２の試験種目欄に掲げるとおりとする。

6　規則第６条第２項に規定する試験種目の出題分野は、別表第３の出題分野欄に掲げるとおりとする。

7　規則第８条第３項に規定する受験資格は、採用試験（第３項の規定により区分された採用試験にあっては、区分試験）ごとに別表第４の受験資格欄に掲げるとおりとする。

8　この決定は、平成24年８月３日から効力を発生する。

別表第１

採用試験の種類	区分試験	区分試験の対象となる官職
農林水産省経験者採用試験（係長級）	事務	第２項第４号に定める官職のうち、主として総合調整及び法令案の作成等の業務に従事することを職務とする官職
	技術	第２項第４号に定める官職のうち、主として技術的な知識及び経験を活用して業務に従事することを職務とする官職

別表第２

採用試験の種類	区分試験	試験種目
金融庁経験者採用試験（係長級）		基礎能力試験、総合事例研究試験、政策論文試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
外務省経験者採用試験（書記官級）		基礎能力試験、外国語試験（記述式）、外国語試験（面接）、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
財務省経験者採用試験（係長級）		基礎能力試験、総合事例研究試験、政策論文試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
農林水産省経験者採用試験（係長級）	事務	基礎能力試験、総合事例研究試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
	技術	基礎能力試験、総合事例研究試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）		基礎能力試験、総合事例研究試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
経済産業省経験者採用試験（係長級）		基礎能力試験、総合事例研究試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
海上保安庁経験者採用試験（係長級）		基礎能力試験、総合事例研究試験、政策論文試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験

別表第３

採用試験の種類	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験（書記官級）	外国語試験（記述式）	英語
	外国語試験（面接）	英語

別表第４

採用試験の種類	区分試験	受験資格
金融庁経験者採用試験（係長級）		規則第19条の規定により告知された当該採用試験の第１次試験の日の属する年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して４年を経過した者
外務省経験者採用試験（書記官級）		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して９年を経過した者
財務省経験者採用試験（係長級）		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して４年を経過した者
農林水産省経験者採用試験（係長級）	事務	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して４年を経過した者
	技術	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して４年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して化学、生物学、薬学、農芸化学、農学、農業経済、畜産、水産又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
経済産業省経験者採用試験（課長補佐級）		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して８年を経過した者
経済産業省経験者採用試験（係長級）		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して４年を経過した者
海上保安庁経験者採用試験（係長級）		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して５年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して計測、制御、情報工学、電気、電子、通信、機械、航空、土木、建築、材料工学、原子力工学又は造船工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年８月３日

関東地方整備局長　下保　修

道路の種類	路線名	区間
一般国道	139号	山梨県南都留郡富士河口湖町船津2474番１から同町船津2466番７までの上り線
一般国道	139号	山梨県南都留郡富士河口湖町船津2466番７から同町船津6663番１までの上下線
一般国道	139号	山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663番１から富士吉田市新西原五丁目5597番４までの上り線
一般国道	139号	富士吉田市新西原五丁目5597番４から同市上吉田六丁目10番８までの上下線

公　告

競　事　項

工場財団

釜石市大平町４丁目１番４号**岩手県オイルターミナル株式会社**の工場財団に釜石市大平町４丁目１番地６岩手県オイルターミナル株式会社本社油槽所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年８月３日

盛岡地方法務局宮古支局